

生活福祉資金緊急小口資金（特例貸付）の借入申込みにあたって

この資金は、令和6年能登半島地震により被災された世帯等で、本特例措置の貸付対象の前提となる地域から福島県へ避難した者のうち、今後、県内に当分の間（1月程度以上を目安）居住し、継続的に連絡が取れることが見込まれる者で本特例措置による貸付が必要と認められ、当座の生活費を必要とする世帯を貸付対象としています。

【貸付限度額】

10万円以内（特に必要と認められる場合 20万円以内）

特に必要と認められる場合

- ①世帯員の中に死亡者がいるとき。
- ②世帯員に要介護者がいるとき。
- ③世帯員が4人以上いるとき。
- ④前各号に掲げるもののほか、重傷者、妊産婦、学齢児童(小学生以下)がいる世帯等で特に福島県社会福祉協議会会長が認めるとき。

【必要書類】

- 1 運転免許証やマイナンバーカードなどの本人確認書類
- 2 振込口座確認のための本人名義の通帳またはキャッシュカード
※住所地からの避難者でこれらをお持ちでない方は受付時に申し出てください。

【その他】

- 1 今回の災害に起因しない理由による借入れはできません。
- 2 申込みは借入れを希望する本人のみ行うことができます。一世帯一回の申込みです（一世帯で複数回の申込みが確認された場合、いずれの貸付も行わない、もしくは既に送金された金額を即座に返金していただきます）。
- 3 虚偽などの不正が認められた場合は、貸付けできません。
- 4 借入金は、所定口座へ振込みます。振込みは、申込日より10日程度（土）・（日）・祝日除く）かかりますのでご了承ください。なお、申込書に記載した内容の確認が必要な場合や口座情報に誤りがある場合は、さらに時間がかかることがあります。
- 5 借入金は1年間の据え置き後、2年間で返済していただきます。貸付は無利子ですが、返済期間経過後は残元金に対して延滞利子（年利3%）が日々加算されます。
- 6 生活保護受給者は、保護費支給時に速やかに一括返済しないことが確認された場合、未返済分について全額収入認定されます。そのため、必ず生活保護の担当ケースワーカーに借入れについてお伝えください。
- 7 借入申込者及び借入申込者の世帯に属するものが暴力団員である場合には貸付けを行うことが出来ません。また、本会が必要に応じ官公署から暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意いただけない方にも貸付けはできません。
- 8 審査の結果、貸付できない場合もあります。貸付が不承認となった場合、理由については開示されません。

以上の事項をすべて了承した方のみが借り入れの申込みを行えます。